

インボイス制度における 仕入税額控除の経過措置 について！

2023年8月26日

夢と技術の経営研究所

目次

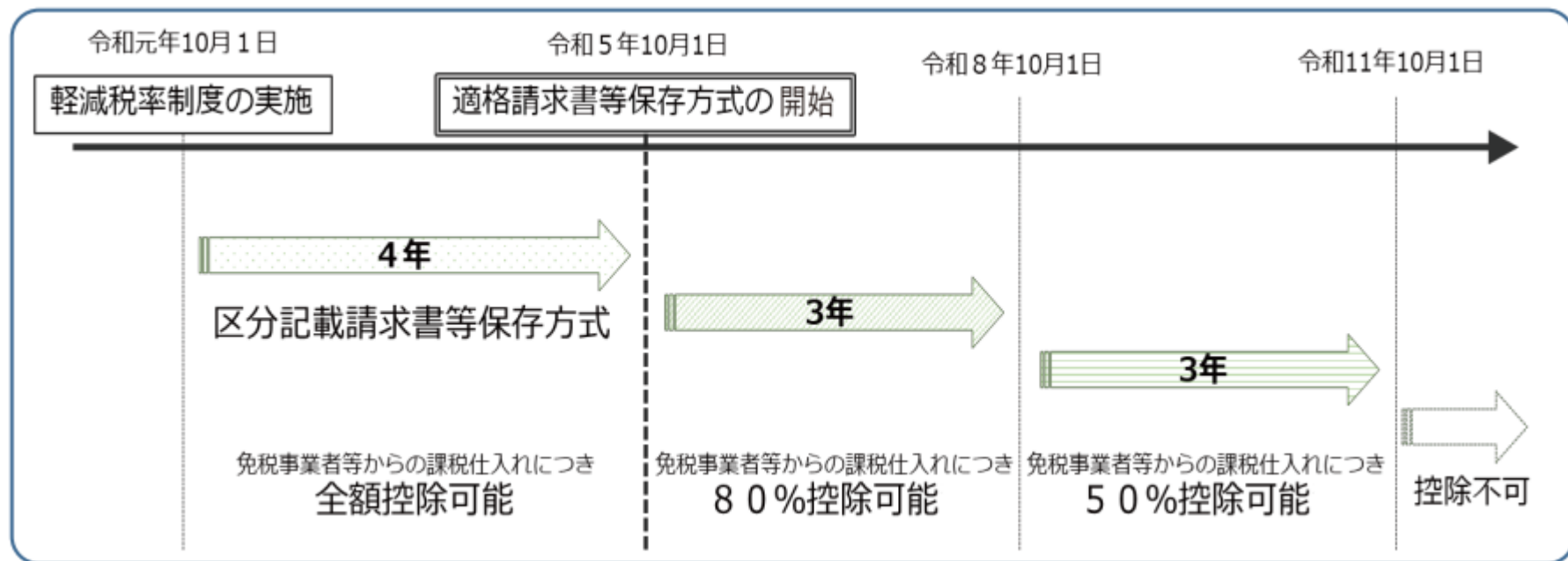
1. インボイス制度における仕入税額控除の経過措置とは—1
2. インボイス制度における仕入税額控除の経過措置とは—2
3. インボイス制度における仕入税額控除の経過措置とは—3
4. インボイス制度における仕入税額控除の経過措置とは—4
5. 消費税及び地方消費税の税率
6. 2023年10月以降の税額計算等—1
7. 2023年10月以降の税額計算等—2
8. 2023年10月以降の税額計算等—3
9. 2023年10月以降の税額計算等—4
10. 2023年10月以降の税額計算等—5
11. 2023年10月以降の税額計算等—6
12. 仕入税額控除の経過措置期間中の仕訳方法—1
13. 仕入税額控除の経過措置期間中の仕訳方法—2
14. まとめ

1. インボイス制度における仕入税額控除の経過措置とは—1

◎ インボイス制度では、適格請求書発行事業者以外の者（消費者、免税事業者又は登録を受けていない課税事業者）からの課税仕入れについては、仕入税額控除のために保存が必要な請求書等の交付を受けることができないことから、仕入税額控除を行うことができません。

ただし、インボイス制度開始から一定期間は、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。経過措置を適用できる期間等は、次のとおりです。

（インボイス制度開始から6年間は経過措置が認められており、最初の3年（2026年9月30日まで）は免税事業者等からの課税仕入れの80%を、その後の3年（2029年9月30日まで）は50%を控除できます。）



出所:「適格請求書等保存方式(インボイス制度)の手引き」 国税庁

2. インボイス制度における仕入税額控除の経過措置とは一2

◎ 最初の3年(2026年9月30日まで)は免税事業者等からの課税仕入れの80%を、その後の3年(2029年9月30日まで)は50%を控除できます。

◎ 具体的には、次の課税仕入れの区分に応じてそれぞれ次の算式により算出した金額が仕入税額控除の適用を受ける課税仕入れに係る消費税額に該当します(28年改正法附則 52、53)。

- ・ 令和5年10月1日から令和8年9月30日までの間に行われた課税仕入れ

$$\left(\begin{array}{l} \text{当該課税仕入れに} \\ \text{係る支払対価の額} \end{array} \right) \times \left(\frac{7.8}{110} \right)^{\ast} \times \left(\frac{80}{100} \right) = \begin{array}{|c|} \hline \text{仕入税額控除の適用を受ける} \\ \text{課税仕入れに係る消費税額} \\ \hline \end{array}$$

- ・ 令和8年10月1日から令和11年9月30日までの間に行われた課税仕入れ

$$\left(\begin{array}{l} \text{当該課税仕入れに} \\ \text{係る支払対価の額} \end{array} \right) \times \left(\frac{7.8}{110} \right)^{\ast} \times \left(\frac{50}{100} \right) = \begin{array}{|c|} \hline \text{仕入税額控除の適用を受ける} \\ \text{課税仕入れに係る消費税額} \\ \hline \end{array}$$

※ 軽減税率が適用される場合は108分の6.24。

3. インボイス制度における仕入税額控除の経過措置とは一3

◎ なお、この経過措置の適用を受けるためには、次の事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が要件となります。

1 帳簿

区分記載請求書等保存方式の記載事項に加え、例えば、「80%控除対象」など、経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨の記載が必要となります。具体的には、次の事項となります。

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容（課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨）及び経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

（参考）③の「経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨」の記載については、個々の取引ごとに「80%控除対象」、「免税事業者からの仕入れ」などと記載する方法のほか、例えば、本経過措置の適用対象となる取引に、「※」や「☆」といった記号・番号等を表示し、かつ、これらの記号・番号等が「経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨」を別途「※(☆)は80%控除対象」などと表示する方法も認められます。

4. インボイス制度における仕入税額控除の経過措置とは一4

◎ なお、この経過措置の適用を受けるためには、次の事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が要件となります。

2 請求書等

区分記載請求書等と同様の記載事項が必要となります（区分記載請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録を含みます。）。具体的には、次の事項となります。

- ① 書類の作成者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額
- ⑤ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

（参考）適格請求書発行事業者以外の者から受領した請求書等の内容について、③括弧書きの「資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨」及び④の「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額」の記載がない場合に限り、受領者が自ら請求書等に追記して保存することが認められます。

なお、提供された請求書等に係る電磁的記録を整然とした形式及び明瞭な状態で出力した書面に追記して保存している場合も同様に認められます。

5. 消費税及び地方消費税の税率

◎ 消費者が負担する消費税は、消費税および地方消費税の合計額であり、標準税率10%と軽減税率8%の複数税率になっています。

消費税率および地方消費税率については次のとおりです。

	標準税率（注1）	軽減税率（注2）
消費税率	7.8%	6.24%
地方消費税率	2.2% (消費税額の22/78)	1.76% (消費税額の22/78)
合計	10%	8%

出所：国税庁のホームページより

6. 2023年10月以降の税額計算等一1

◎ 2023年10月1日以降も、売上税額から仕入税額を控除するといった消費税額の計算方法は、変わりありません(売上と仕入を税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。)

【売上税額】

① 原則(割戻し計算)

税率ごとに区分した課税期間中の課税資産の譲渡等の税込価額の合計額に、110分の100(軽減税率の対象となる場合は108分の100)を掛けて税率ごとの課税標準額を算出し、それぞれの税率(7.8%又は6.24%)を掛けて売上税額を算出します。

	課税標準額	税率
① 軽減税率の対象となる売上税額	$\text{軽減税率の対象となる課税売上げの合計額(税込み)} \times \frac{100}{108}$	$\times \frac{6.24}{100}$
② 標準税率の対象となる売上税額	$\text{標準税率の対象となる課税売上げの合計額(税込み)} \times \frac{100}{110}$	$\times \frac{7.8}{100}$
売上税額の合計額	= ① + ②	

② 特例(積上げ計算)

相手方に交付した適格請求書又は適格簡易請求書の写し(以下これらを併せて「適格請求書等」といいます。)を保存している場合(これらに係る電磁的記録を保存している場合を含みます。)には、課税期間中のこれらの書類に記載した消費税額等の合計額に100分の78を掛けて算出した金額を売上税額とすることができます。

売上税額の合計額	=	適格請求書等に記載した消費税額等の合計額	$\times \frac{78}{100}$
----------	---	----------------------	-------------------------

7. 2023年10月以降の税額計算等一2

◎ 2023年10月1日以降も、売上税額から仕入税額を控除するといった消費税額の計算方法は、変わりありません(売上と仕入を税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。)

【売上税額】

留意点 ■ 売上税額について、積上げ計算を選択する際の留意点

- 積上げ計算を選択できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。
- 売上税額を積上げ計算により計算する場合には、仕入税額も積上げ計算により計算しなければなりません。
- 適格簡易請求書の記載事項は、「適用税率又は税率ごとに区分した消費税額等」であるため、「適用税率」のみを記載して交付する場合、税率ごとの消費税額等の記載がないため、積上げ計算を行うことはできません。
- 売上税額の計算は、取引先ごとに割戻し計算と積上げ計算を分けて適用するなど、併用することも認められますが、併用した場合であっても売上税額の計算につき積上げ計算を適用した場合に当たるため、仕入税額の計算方法に割戻し計算を適用することはできません。

8. 2023年10月以降の税額計算等一3

◎ 2023年10月1日以降も、売上税額から仕入税額を控除するといった消費税額の計算方法は、変わりありません(売上と仕入を税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。)

【仕入税額】

① 原則（積上げ計算）

相手方から交付を受けた適格請求書などの請求書等（提供を受けた電磁的記録を含みます。）に記載されている消費税額等のうち課税仕入れに係る部分の金額の合計額に、100分の78を掛けて仕入税額を算出します（請求書等積上げ計算）。

仕入税額の合計額

=

請求書等に記載された
消費税額等のうち課税仕入れ
に係る部分の金額の合計額

×

78

100

帳簿積上げ計算について

積上げ計算については、請求書等積上げ計算以外の方法として、課税仕入れの都度、課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10（軽減税率の対象となる場合は108分の8）を乗じて算出した金額（1円未満の端数が生じたときは、端数を切捨て又は四捨五入します。）を仮払消費税額等などとし、帳簿に記載（計上）している場合は、その金額の合計額に100分の78を掛けて算出する方法も認められます（帳簿積上げ計算）。

この場合の「課税仕入れの都度」については、例えば、課税仕入れに係る適格請求書の交付を受けた際に、当該適格請求書を単位として帳簿に仮払消費税額等として計上している場合のほか、課税期間の範囲内で一定の期間内に行った課税仕入れにつきまとめて交付を受けた適格請求書を単位として帳簿に仮払消費税額等として計上している場合が含まれます。

9. 2023年10月以降の税額計算等一4

◎ 2023年10月1日以降も、売上税額から仕入税額を控除するといった消費税額の計算方法は、変わりありません(売上と仕入を税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。)

【仕入税額】

もっと詳しく

■ 適格簡易請求書に適用税率のみの記載があり、消費税額等が記載されていない場合は？

適格請求書に記載する消費税額等と同様の方法により計算した金額のうち、課税仕入れに係る部分の金額を基として仕入税額を計算することとなります(例えば、適格簡易請求書に記載された金額が税込金額の場合は、その金額に110分の10(軽減税率の対象となる場合は108分の8)を掛けて消費税額等を算出し、その金額を基礎として仕入税額の積上げ計算を行います。)

■ 公共交通機関特例など、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合は？

課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10(軽減税率の対象となる場合は108分の8)を掛けて算出した金額(1円未満の端数が生じたときは、端数を切捨て又は四捨五入します。)を基として仕入税額を計算することとなります。

10. 2023年10月以降の税額計算等一5

◎ 2023年10月1日以降も、売上税額から仕入税額を控除するといった消費税額の計算方法は、変わりありません(売上と仕入を税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。)

【仕入税額】

② 特例(割戻し計算)

課税期間中の課税仕入れに係る支払対価の額を税率ごとに合計した金額に、110分の7.8(軽減税率の対象となる場合は108分の6.24)を掛けて算出した金額を仕入税額とします。

① 軽減税率の対象となる仕入税額	=	軽減税率の対象となる課税仕入れ(税込み)	×	$\frac{6.24}{108}$
② 標準税率の対象となる仕入税額	=	標準税率の対象となる課税仕入れ(税込み)	×	$\frac{7.8}{110}$
仕入税額の合計額	=	① + ②		

注意

■ 税額計算の方法について

- 仕入税額を割戻し計算することができるのは、売上税額を割戻し計算している場合に限られます。
- 仕入税額の計算に当たり、請求書等積上げ計算と帳簿積上げ計算を併用することも認められますが、これらの方法と割戻し計算を併用することは認められません。

11. 2023年10月以降の税額計算等一6

◎ 2023年10月1日以降も、売上税額から仕入税額を控除するといった消費税額の計算方法は、変わりありません(売上と仕入を税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。)

【免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置を適用する場合の税額計算】

① 仕入税額について「積上げ計算」を適用している場合

本経過措置の適用を受ける場合においても「積上げ計算」により計算する必要があります。
本経過措置の適用を受ける課税仕入れの都度、その課税仕入れに係る支払対価の額に110分の7.8(軽減税率の対象となる場合は108分の6.24)を乗じて算出した金額に100分の80(注)を乗じて算出します(その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切捨て又は四捨五入します)。

なお、本経過措置の適用を受ける課税仕入れを区分して管理し、課税期間の中途や期末において、当該区分した課税仕入れごとに上記の計算を行うこととしても差し支えありません。

② 仕入税額について「割戻し計算」を適用している場合

本経過措置の適用を受ける場合においても「割戻し計算」により計算する必要があります。
課税期間中に行った本経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額の合計金額に110分の7.8(軽減税率の対象となる場合は108分の6.24)を乗じて算出した金額に100分の80(注)を乗じて算出します。

(注) 経過措置を適用できる期間に応じた割合は、以下のとおりとなります。

令和5年10月1日から令和8年9月30日まで 仕入税額相当額の80%

令和8年10月1日から令和11年9月30日まで 仕入税額相当額の50%

12. 仕入税額控除の経過措置期間中の仕訳方法一1

◎ 仕入税額控除の経過措置の期間に行う仕訳方法には、以下の2つの方法があります。

- ・ 消費税額控除を受けられない分を費用に上乗せ
- ・ 消費税額控除を受けられない分を雑損失などに振り替え

◎ 消費税額控除を受けられない分を費用に上乗せ

【インボイス制度導入前】

借方		貸方	
仕入	10,000	現金	11,000
仮払消費税等	1,000		

【経過措置期間中の免税事業者との取引(80%税額控除)】

借方		貸方	
仕入	10,200	現金	11,000
仮払消費税等	800		

13. 仕入税額控除の経過措置期間中の仕訳方法一2

◎ 消費税額控除を受けられない分を雑損失などに振り替え

【インボイス制度導入前】

借方		貸方	
仕入	10,000	現金	11,000
仮払消費税等	1,000		

【経過措置期間中の免税事業者との取引(80%税額控除)】

取引発生時

借方		貸方	
仕入	11,000	現金	11,000
仮払消費税等	1,000		

決算時

借方		貸方	
雑損失	200	仮払消費税等	200

14. まとめ

- ◎ 経過措置の適用を受けるか否かの判断を行う
- ◎ 経過措置の適用を受けるとした場合、必要事項が記載された帳簿及び請求書等の保存を行う
- ◎ 売上と仕入を税率ごとに区分して税額計算を行う
- ◎ 税額計算は、「割戻し計算」「積上げ計算」を適切に適用する
 - ・ 売上税額 → 原則(割戻し計算)、特例(積上げ計算)
 - ・ 仕入税額 → 原則(積上げ計算)、特例(割戻し計算)
- ◎ 消費税の仕分方法については、「消費税額控除を受けられない分」について、「費用に上乘せ」もしくは「雑損失などに振り替え」の仕分け処理を行う
 - <2つの仕分方法>
 - ・ 消費税額控除を受けられない分を費用に上乘せ → 仮払消費税の2割、5割を費用に含める
 - ・ 消費税額控除を受けられない分を雑損失などに振り替え

夢と技術の経営研究所
www.yumegi.com